

受注希望型競争入札（事後審査）入札条件注意書

箕輪町

1 趣旨

入札参加者は、別に備える契約書（案）、設計図書、仕様書及びこの入札条件注意書並びに現場を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日から落札決定日までの間において、箕輪町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 箕輪町建設工事等入札参加の資格及び業者の選定に関する規程第6条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、事前の入札参加申請手続きは要しない。
- (2) 設計図書等の閲覧等
 - ア 本工事（業務）に係る設計書、図面、仕様書及び契約書（案）等（以下「設計図書等」という。）は、入札公告に示す方法により閲覧できるものとする。
 - イ ホームページへの掲載期間、閲覧できる場所・期間は、入札公告に示すとおりとする。
 - ウ 設計図書等に対する質問及び回答
 - (ア) 設計図書等について質問がある場合は、入札公告に示す期間内に指定の場所に、質問書（指定様式）を提出することができる。
 - (イ) 質問に対する回答は、入札公告に示す期間、箕輪町公式ホームページ（<http://www.town.minowa.lg.jp/>）に掲載し、質問者へ直接の回答はしない。
- (3) 入札方式並びに開札の日時及び場所
入札書の郵送及び直接持参による入札とし、開札の日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。
- (4) 入札参加資格要件の審査
開札後、落札者とするため必要がある者について入札参加資格要件の審査を行う。

4 入札書等の提出方法

- (1) 入札参加者は、入札書、工事（業務）費内訳書（以下「入札書等」という。）を一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかの郵送方式又は直接持参により次に掲げる方法で提出しなければならない。
 - ア 入札書等は、外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
 - イ 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事（業務）名、工事（業務）箇所名、入札者の商号又は名称、担当者名及び連絡先（電話番号・FAX番号）を記載すること。
 - ウ 外封筒には、入札書を同封した中封筒及び工事（業務）費内訳書を入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事（業務）名、工事（業務）箇所名、入札者の商号又は名称を記載すること。
- (2) 入札書に所要事項を明記し、かつ所定の箇所に押印し、入札公告で指定する場所及び提出期限までに次のとおり提出すること。（郵送方式は箕輪町役場総務課で受領、直接持参は箕輪町役場企画振興課窓口に着したものを提出期限内に提出があったものとする。）
- (3) (1)の方法以外の方法により提出された入札書等は受理しない。
- (4) 1つの外封筒には2通以上の中封筒及び工事（業務）費内訳書を同封してはならない。
- (5) 1つの中封筒には2通以上の入札書を同封してはならない。
- (6) 入札書の日付は、入札書作成日又は入札書投函日を記入すること。
- (7) この入札は、工事（業務）等の総額について見積もらなければならない。ただし入札書に記載する金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載しなければならない。
- (8) 1度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

5 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

6 工事（業務）費内訳書

入札参加者は、入札書とともに工事（業務）費内訳書を提出しなければならない。

- (1) 工事（業務）費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成することとする。
 - ア 設計図書（いわゆる金抜設計書）のうち工事（業務）費内訳書に単価、金額を記載したもの。
 - イ アと同等の項目が含まれている独自様式によるもの。
- (2) 工事（業務）費内訳書の積算価格と入札書の入札金額は原則として一致すること。
- (3) 積算価格の値引きは原則として認めないこととする。
- (4) 1度提出された工事（業務）費内訳書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。
- (5) 工事（業務）費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはならない。

7 入札保証金の納付

入札保証金の納付は免除する。ただし、落札候補者として決定された者が入札参加資格要件審査書類を提出しなかったとき、又は当該落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。

8 入札（開札）

- (1) 開札執行回数は1回とする。
- (2) 開札は公開とする。
- (3) 開札に立ち会い者がいない時には入札事務に関係のない箕輪町職員が立ち会う。
- (4) 同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に、当該入札者が開札に出席していないときには入札事務に関係のない箕輪町職員にくじを引かせ、順位を決定する。

9 入札参加資格要件の審査

- (1) 入札参加資格要件審査手続
開札後に、落札者を決定するための入札参加資格要件の審査を行うので、町長の指示のあった者（以下「落札候補者」という。）は、入札公告の4に掲げる書類を期限までに持参提出しなければならない。なお、資格要件の審査の結果、落札者が決定したときは、既に入札参加資格要件の審査を受けた者を除き、他の入札参加者の入札参加資格要件の審査は行わない。
- (2) 入札参加資格要件審査書類の提出方法、提出場所及び提出期限
入札公告に示す入札担当へ、町長から指示があった日から起算して2日（箕輪町の休日を定める条例（平成元年第33号）第1条の規定する箕輪町の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に持参すること。
- (3) 入札参加資格要件審査書類の審査の結果、落札者として決定された者には、入札参加資格要件審査書類が提出された日から起算して3日（休日を除く。）以内に連絡する。ただし、入札参加資格要件の審査に疑義が生じた場合は、この限りではない。
- (4) (3)の結果、入札参加資格要件を満たさないと認められた落札候補者には、入札参加資格要件不適合者通知により通知する。なお、当該通知を受領した者は、当該通知の日から起算して10日（休日を除く。）以内に、その理由について苦情を申し立てることができる。
- (5) 落札候補者が提出期限内に(1)に定める入札参加資格要件審査書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格要件審査のために町長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は、その効力を失う。

10 落札候補者、落札価格の決定及び落札候補者がいない場合の措置

- (1) 落札候補者の決定
予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格※1以上の価格（最低制限価格を設定した場合に限る。）をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって有効な入札した者を落札候補者とする。

※1 最低制限価格の算定方法

最低制限価格(税抜き)の算定方法
① 直接工事費の97% ② 共通仮設費の90% ③ 現場管理費の90% ④ 一般管理費の68%
※上記①～④の合計額
※①～④の各段階で端数処理(1円未満を切り捨て)を行い、①～④の合計額に対しては1万円未満を切り捨てる。

※上記算定式による額が、予定価格の92%を超える場合は92%の額とし、75%に満たない場合は75%の額とする。

(1万円に満たない端数があるときは、1万円未満を切り捨てる。)

(2) 落札価格の決定

落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

(3) 落札候補者がいない場合の措置

落札候補者がいなかった場合において、設計の見直し等を行い発注者の責めに帰する事由が無く、再度入札を実施する場合の入札の参加については、当初の入札参加者を制限する場合がある。

11 入札書等の不受理及び無効

(1) 次の各号の一に該当する入札書及び工事(業務)費内訳書は不受理とする。

ア 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかの郵送方式又は直接持参以外の方法で提出された入札書等

イ 入札公告に示す提出期限を過ぎて到着した入札書等

ウ 外封筒の宛先が入札公告と一致しない入札書等

エ 外封筒表記の開札日・工事(業務)名・工事(業務)箇所名が入札公告と異なる入札書等

オ 外封筒表記の開札日・工事(業務)名・工事(業務)箇所名・商号又は名称が記載されていない入札書等

カ 外封筒に複数の開札日・工事(業務)名・工事(業務)箇所名・商号又は名称が記載されている入札書等

キ 外封筒表記が誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等

(2) 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

ア 中封筒表記の開札日・工事(業務)名・工事(業務)箇所名が入札公告と一致しない入札書

イ 中封筒表記に開札日・工事(業務)名・工事(業務)箇所名・商号又は名称が記載されていない入札書

ウ 工事(業務)費内訳書の工事(業務)名・工事(業務)箇所名が入札公告と一致しない入札書

エ 工事(業務)費内訳書の工事(業務)名・工事(業務)箇所名・商号又は名称が記載されていない入札書

オ 工事(業務)費内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書

ただし、工事(業務)費内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差が1万円未満の場合は除く。

カ 未記入など不備がある工事(業務)費内訳書を提出した者が入札した入札書

キ 工事(業務)費内訳書を提出しない者が入札した入札書

ク 同一人が入札した2通以上の入札書

ケ 商号又は名称・押印のない入札書

コ 金額の記入がない入札書

サ 金額を訂正し、訂正印のない入札書

シ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

ス 予定価格を上回る入札価格を記載した入札書

セ 入札公告に示す、入札参加資格要件を満たさない者が入札した入札書等

ソ 一抜け方式において、落札候補者が入札した他の工事(業務)の入札書

タ 落札候補者として調査の対象となったが、調査書類を提出しない者の入札書

チ 虚偽の入札参加資格審査申請書類を提出した者の入札した入札書

ツ 入札参加者が協定して入札した入札書

テ 上記アからツに掲げるもののほか、入札公告、入札条件注意書において示した入札条件に違反して入札し

た入札書

12 契約の締結

- (1) 落札者は落札の決定後5日以内に契約を締結しなければならない。
- (2) 予定価格が5,000万円以上の工事の契約は仮契約とし、箕輪町議会の議決を終えたときに当該契約が成立するものとする。
- (3) 契約者は、契約の締結に当たって消費税に係る課税業者又は免税業者である旨の届出書を提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと町長が認めたときはこの限りではない。
- (4) 契約に要する経費は受注者の負担とする。

13 契約保証金

契約人は、次の各号の一に該当する場合を除き、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし次の各号の一に該当する者が契約を締結した場合において当該契約人が契約を履行しないときは、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を徴収する。

- (1) 契約人が保険会社との間に箕輪町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、かつ、当該保証保険契約書を提出し町長の確認を受けた場合
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事（業務）履行保証契約を締結し、かつ、当該保証契約書を提出し町長の確認を受けた場合
- (3) 契約人が町・国（公社・公団を含む。）又は他の地方公共団体と過去2年間に種類・規模を同じくする請負（委託）契約を数回以上にわたって誠実に履行した実績を有し、かつ当該契約を確実に履行するものと町長が認める場合

14 その他

- (1) 落札者の決定後、本件入札に付する工事（業務）に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加資格要件審査書類に虚偽の記載をした場合、落札候補者が入札参加資格要件審査書類を提出しない場合、又は落札者が契約を締結しない場合は、建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領に基づく指名停止を行う。
- (3) 受注者は契約（本契約）締結後10日以内に工事（業務）に着手しなければならない。
- (4) 工事受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を配置しなければならない。
- (5) 工事受注者は、契約した工事に係る下請代金の額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請の状況を文書で町長に報告しなければならない。
- (6) 工事の施工のみを発注する入札契約方式の場合は、設計業務等の受託者又は当該受託者と経営上密接な関連がある者は、その設計業務等に係る工事の競争入札に参加できない。